（二十三歳までの収容継続に関する経過措置）

第十五条　施行日前にされた旧少年院法第十一条第二項の申請であって、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十八条第一項の申請とみなす。

2　施行日前にされた旧少年院法第十一条第四項の決定であって、この法律の施行の際まだその決定において定められた収容の期間が満了していないものについては、第百三十八条第二項の決定とみなす。

（二十三歳を超える収容継続に関する経過措置）

第十六条　施行日前にされた旧少年院法第十一条第六項において準用する同条第二項の申請であって、この法律の施行の際まだその処理がされていないものについては、第百三十九条第一項の申請とみなす。

2　施行日前にされた旧少年院法第十一条第五項の決定であって、この法律の施行の際まだその決定において定められた収容の期間が満了していないものについては、第百三十九条第二項の決定とみなす。

法務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

少年鑑別所法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十九号

少年鑑別所法

目次

第一章　総則

第一節　目的等（第一条・第二条）
第二節　少年鑑別所の運営（第三条―第十三条）
第三節　関係機関等との連携（第十四条・第十五条）
第二章　鑑別対象者の鑑別（第十六条―第十八条）
第三章　在所者の観護処遇
第一節　通則（第十九条―第二十二条）
第二節　入所（第二十三条―第二十五条）
第三節　観護処遇の態様等（第二十六条・第二十七条）
第四節　健全な育成のための支援（第二十八条・第二十九条）
第五節　保健衛生及び医療（第三十条―第四十条）
第六節　物品の貸与等及び自弁（第四十一条―第四十四条）
第七節　金品の取扱い（第四十五条―第六十四条）
第八節　書籍等の閲覧等（第六十五条―第六十九条）
第九節　宗教上の行為等（第七十条・第七十一条）
第十節　規律及び秩序の維持（第七十二条―第七十九条）
第十一節　外部交通
第一款　面会
第一目　被観護在所者（第八十条―第八十四条）
第二目　未決在所者（第八十五条―第八十七条）
第三目　在院中在所者（第八十八条―第九十条）
第四目　各種在所者（第九十一条）
第二款　信書の発受
第一目　被観護在所者（第九十二条―第九十八条）
第二目　未決在所者（第九十九条）
第三目　在院中在所者（第百条―第百三条）
第四目　各種在所者（第百四条）
第三款　電話等による通信（第百五条・第百六条）
第四款　雑則（第百七条・第百八条）
第十二節　救済の申出等
第一款　救済の申出（第百九条―第百十七条）
第二款　苦情の申出（第百十八条・第百十九条）
第三款　雑則（第百二十条―第百二十二条）
第十三節　仮収容（第百二十三条）
第十四節　退所（第百二十四条―第百二十八条）
第十五節　死亡（第百二十九条・第百三十条）
第四章　非行及び犯罪の防止に関する援助（第百三十一条）
第五章　罰則（第百三十二条）
附則

第一章　総則

第一節　目的等

（目的）

第一条　この法律は、少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うことを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　鑑別対象者　第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による鑑別の対象となる者をいう。

二　在所者　少年鑑別所に収容されている者をいう。

三　被観護在所者　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七条第一項第二号の観護の措置（同条第七項の規定により同号の観護の措置とみなされる場合を含む。以下単に「観護の措置」という。）が執られて少年鑑別所に収容されている者又は同法第十四条第二項において準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百六十七条第一項の規定により少年鑑別所に留置されている者をいう。

四　未決在所者　刑事訴訟法の規定により少年鑑別所に勾留（少年法第四十五条第四号の規定により勾留とみなされる場合を含む。第百二十五条第一号及び第三号において同じ。）されている者又は刑事訴訟法第百六十七条第一項（同法第二百二十四条第二項において準ずる場合を含む。）の規定により少年鑑別所に留置されている者をいう。

五　在院中在所者　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三十六条第二項又は第百三十三条第一項若しくは第二項の規定により少年鑑別所に収容されている者をいう。

六　各種在所者　在所者であって、被観護在所者、未決在所者及び在院中在所者以外のものをいう。

七　保護者　少年法第二条第二項に規定する保護者をいう。